

令和6年度(2024年度)熊本県介護サービス情報の公表に関する計画

1 目的

この計画は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の2の3第1項の規定に基づき、介護サービス情報の報告に関する計画(以下「計画」という。)を定め、熊本県内(熊本市を除く)の介護サービス事業者が提供する介護サービスの情報公表に係る事務の効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 計画の基準日

令和6年(2024年)4月1日

3 計画の期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

4 報告の対象となる事業所(以下「対象事業所」という。)

令和6年度(2024年度)熊本県介護サービス情報の報告対象となる介護サービス(別紙1)を提供する事業所のうち、次のいずれかに該当する事業所。ただし、災害対応等、報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものを除く。

- (1) 計画の基準日前の1年間において、介護報酬(利用者負担を含む。)の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所(以下「既存対象事業所」という。)
- (2) 令和6年(2024年)4月以降、新規に指定等を受けた事業所(以下「新規対象事業所」という。)
- (3) 上記(1)(2)のいずれにも該当しないが、任意で介護サービス情報を公表することを申し出た事業所(以下「任意対象事業所」という。)

5 報告の内容

報告の内容は対象事業所ごとに次の(1)～(3)のとおりとし、報告期限前のできるだけ直近の情報を報告するものとする。

- (1) 既存対象事業所に係る報告の内容は、介護保険法施行規則(以下「省令」という。)第140条の45に規定する別表第1(以下「基本情報」という。)及び別表第2(以下「運営情報」という。)を必須とする。
- (2) 新規対象事業所に係る報告の内容については、基本情報を必須とする。
- (3) 任意対象事業所に係る報告の内容については、基本情報を必須とする。

6 報告の方法

介護サービス事業者は、原則として、インターネットにより、介護サービス情報公表報告システムにログインし、当該システムに入力する方法で報告するものとする。

なお、システムログインに必要なパスワードは、新たに報告の対象となった場合に対象事業所ごとに付与する。

※既存対象事業所については、付与済みのパスワードを使用すること。

7 対象事業所ごとの報告及び公表時期

報告及び公表時期に関する計画については、別紙2のとおりとする。

8 対象事業所の調査

介護サービス事業者からの報告に関して必要があると認めるときは、介護保険法（以下「法」という。）第115条の35第3項に定める調査を、別に定める指針に基づき実施する。

なお、法第115条の35第3項に関わらず、自ら調査を希望する介護サービス事業者は、令和6年（2024年）11月29日（金）までに、介護サービス情報調査申出書を提出することとする。

この場合、調査手数料（18,000円）については、調査の実施が通知された後、調査期日までに、熊本県収入証紙で納入するものとする。

9 その他

（1）介護サービス提供の廃止・休止の取扱い

既存対象事業所が報告期限前に廃止又は休止した場合には、報告義務がないものとする。

（2）介護サービス情報の更新の取扱い

基本情報の内容に変更があった場合は、介護サービス事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

（3）是正命令を受けた介護サービス事業者に係る介護サービス情報の取扱い

熊本県知事から、法第115条の35第4項の規定に基づく報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた介護サービス事業者に係る介護サービス情報については、調査等必要な確認を行った上で公表する。

（4）本計画に定めるもののほか、介護サービス情報の公表に関する詳細な取扱いについては、熊本県庁ホームページに掲載する。

10 報告先

熊本県健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課 居宅介護班

住 所 : 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

電 話 : 096-333-2219

F A X : 096-384-5052